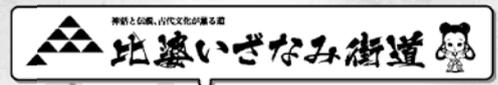


# いざなみ街道沿線文化財群まるごとフィールドミュージアム化事業に着手



## 沿線文化財群まるごとフィールドミュージアム化事業

総延長61キロメートルに及ぶ「比婆いざなみ街道」。その沿線に広がる庄原市北部地域は、比婆山連峰や熊野神社など、中国山地の自然・歴史・文化に裏打ちされた資源の宝庫。まるで、地域全体が大きな野外博物館（フィールドミュージアム）のようです。

市・市教育委員会は、広大な庄原市北部地域に分布する豊かな文化財を、ストーリー性をもつ関連文化財群として編集し、驚きや発見を与える体験プログラムを創出するとともに、推奨見学ルートを設定して、観光資源としての文化財の効果的な保存・活用を推進します。



### ● 庄原市北部地域に眠る、未来へ伝えたい「宝物」調査

この夏、生涯学習課は、比婆いざなみ街道の沿線にあたる西城・東城・高野・比和地域を対象に「庄原市北部地域に眠る、未来へ伝えたい“宝物”調査」を行います。

庄原市北部地域の豊かな文化財群を、有形・無形、指定・未指定に関わらず幅広く集めて、地域が歩んできた物語をつむぎ直し、まちづくりに生かす、新たな挑戦です。

沿線各地に眠る「宝物」（文化財）は、過去から現在への最高の贈り物。例えば、食べられるキノコの知識、山野草の調理法、知る人ぞ知る絶景、小さな祠の神様の名前。

あなたが未来へ伝えたい、ふるさとの大切な宝物は、何ですか。

**調査期間** 8月31日（木）まで **対象地域** 西城・東城・高野・比和（沿線4地域）

**調査方法** 7月20日行政文書で調査書類（両面刷り）を対象地域の各戸へお届けしています。表面の「調査方法」をご確認いただき、裏面の調査票へご記入ください。

問い合わせ 生涯学習課文化財係 ☎0824-73-1189

## 介護保険負担限度額認定 介護保険施設を利用するときの 居住費と食費の負担が軽くなります

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の居住費・食費について、所得が低い方に対して認定証を交付し、負担を軽減しています。毎年、有効期限が7月31日までとなつていきますので、8月1日以降も認定証が必要な方は、更新申請が必要です。

※8月1日以降継続して認定が必要な方は、必ず8月31日（木）までに手続きを行ってください。

### 支給対象者の条件

▼本人の世帯および配偶者が市民税非課税であること

▼預貯金などが単身1千万円以下、夫婦2千万円以下であること

※区分の決定に、非課税年金（遺族年金、障害年金など）を収入として算定します。

### 申請に必要なもの

▼介護保険被保険者証▼印鑑▼本人・配偶者名義の全ての預貯金額のわかるもの（通帳など）の写し

### 申請・問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係  
☎0824-73-1167

または各支所地域振興室・市民生活室  
（西城支所は、しあわせ館内）

### ○居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり上限額）

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

（）内は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。

